

看護小規模多機能型居宅介護

看多機ホームみなりっこ 重要事項説明書

当事業所は、契約者に対して看護小規模多機能型居宅介護（以下、「事業」という）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当事業所の利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」状態にあると認定された方が対象となります。

1. 施設経営法人

法 人 名	株式会社ゆず
法 人 所 在 地	広島県尾道市美ノ郷町三成912番地1
電 話 番 号	0848-38-2039
代 表 者 氏 名	代表取締役 川原奨二
設 立 年 月 日	平成25年 1月17日

2. サービス提供を実施する事業所

事業所の種類	看護小規模多機能型居宅介護事業所
事業所の名称	看多機ホームみなりっこ
介護保険指定 事業所番号	3491100560
事業所の所在地	広島県尾道市美ノ郷町三成1572番地2
電 話 番 号	0848-29-9885（代表）
管 理 者 氏 名	松谷 希
開 設 年 月	令和2年3月1日
登 録 定 員	29名
通 い 定 員	18名
泊 ま り 定 員	7名

・事業の目的

要介護状態の被保険者（以下、「利用者」という。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通い、訪問、宿泊の形態で、家庭的な環境と地域住民の皆様との交流の下、必要な日常生活上の援助を行うことにより、利用者の日々の暮らしの支援を行い、その居宅における機能訓練および療養上の世話または必要な診療の補助を支援します。また、利用者家族の身体及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

・事業の運営方針

- (1) 利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域の方々との交流や地域活動への参加を図り、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問介護・看護サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適切にサービスを提供します。
- (2) 利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるようサービスを提供します。
- (3) 事業の実施にあたっては、看護小規模多機能型居宅介護計画（以下「看多機計画」という。）に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及び療養上の世話または必要な診療の補助、その者が日常生活を営むことができるよう必要なサービスを提供します。
- (4) 事業の実施にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者または家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行います。
- (5) 利用者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等、利用者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供します。
- (6) 看護職員と介護職員が緊密に情報やケア方針を共有しながら、その目標を設定し、計画的にサービス提供を行います。また、スタッフはより多くの時間を利用者と共に過ごすことで、体調面・生活面・精神面でトータルに把握し、利用者の病状・要介護状態の悪化防止・予防に資するようサービスを提供します。
- (7) 提供する事業の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常に改善を図ります。
- (8) 事業の実施にあたっては、尾道市、地域包括支援センター、地域の保健医療及び福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。
- (9) 宿泊室に空床がある場合には、宿泊サービス利用定員の範囲内において、緊急やむを得ない場合など一定の条件下において、7日（やむを得ない事情がある場合には14日）に限り、登録者以外の短期利用を可能とします。

3. 事業所の概要

建 築	木造，準耐火構造物	建築面積：361.62㎡
敷地面積	659.90㎡	
開設年月日	令和2年3月1日	

《主な設備等》

	面積（㎡）	室数（部屋）	面積（㎡）	室数（部屋）
居 室 ①～②	9.25	1	8.81	1
居 室 ③～⑥	9.00	3	11.81	1
居 室⑦	9.25	1		
居間（キッチン食堂含む）	82.05	1		
ホワイエ	29.99	1		

地域交流室	49.0	1		
ト イ レ	4.40	2.30	4.00	1
浴 室	6.62	1		
洗 面	3.00	1	5.15	1
脱 衣	6.62	1		
事務室件相談室	11.25	1		
合計建築面積：361.62㎡				

4. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。なお、職員の配置については指定基準を遵守しています。

職 種	常 勤	非 常 勤	備 考
管理者	1 名		以下の 2～4 の勤務との兼務は可能
介護支援専門員		1 名以上	
看護職員	1 名以上	9 名以上	常勤換算方法で 2.5 名以上配置
介護職員	1 名以上	7 名以上	日中（通い）常勤換算方法で、利用者 3 人に対して 1 人、日中（訪問）常勤換算方法で 2 人以上 宿泊に対して 1 人以上の夜勤職員および宿直職員を配置

5. 事業所の営業日と営業時間

- (1) 営業日 年中無休とします。
- (2) 営業時間 ①通いサービス（対応時間）8 時～20 時
②宿泊サービス（対応時間）20 時～8 時
③訪問サービス（対応時間）8 時～20 時

※ 緊急時及び必要時においては柔軟に通い、訪問及び宿泊サービスを提供します。

6. サービスを提供する地域

通常の実施地域は、沖側町、尾崎町、尾崎本町、神田町、木ノ庄町、久保一・二・三丁目、久保町、栗原町、栗原西一・二丁目、栗原東一・二丁目、古浜町、山波町、桜町、三軒家町、潮見町、正徳町、新高山一・二・三丁目、新浜一・二丁目、高須町、長者原、土堂一・二丁目、手崎町、天満町、十四日町、十四日元町、長江一・二・三丁目、東久保町、西久保町、西御所町、西土堂町、西則末町、西藤町、原田町、東尾道、東御所町、東土堂町、東則末町、東元町、久山田町、日比崎町、平原一・二・三・四丁目、福地町、防地町、御調町、美ノ郷町、門田町、吉浦町、吉和町、吉和西元町とします。

7. 当事業所が提供するサービスについて

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合（介護保険の給付の対象となるサービス）
- (2) 利用料金が医療保険の給付の対象となる場合（医療保険の給付となるサービス）

(3) 利用料金の全額を利用者に負担頂く場合（介護保険の給付の対象とならないサービス）があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の9割（若しくは8割、7割）が介護保険から支給され、利用者の自己負担は費用全体の1割若しくは2割、3割の金額となります。①～④のサービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについては、ご契約者と協議の上、看多機計画に定めます。

《サービスの概要》

ア.「通い」サービス 事業所のサービス拠点においてサービスを提供します

①健康チェック及び療養上の世話または必要な診療補助、医師の指示書に基づく医療処置

②日常生活上のお世話（食事や入浴、排せつ等）

利用者の能力に応じて生活の援助を行います。

③機能訓練

利用者の心身等の回復を図ることを目標に機能訓練活動を行います。

④日常生活動作訓練

「生活リハビリ」を基本に、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤アクティビティ

生活意欲が引き出せるよう、利用者の趣味・嗜好に応じて多様なプログラムを取り入れます。

⑥送迎サービス

イ.「訪問」サービス 利用者の居宅にお伺いしサービスを提供します。

○訪問介護サービス

①健康チェック

②日常生活上のお世話（食事や入浴、排せつ等）

利用者の能力に応じて生活の援助を行います。

③日常生活動作訓練

「生活リハビリ」を基本に、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

○訪問看護サービス

主治医が看護サービスの必要性を認めたものに限り、訪問看護指示書に基づき、主治医との連絡調整を図りながら看護サービスの提供を行います。

①病状・障害の観察

②入浴・清拭・洗髪等による清潔の保持

③食事および排せつ等日常生活の世話及び療養上の世話

④床ずれの予防・処置

⑤リハビリテーション

⑥ターミナルケア

⑦認知症利用者の看護

⑧療養生活や介護方法の指導

⑨カテーテル等の管理

⑩ その他医師の指示による医療処置

多職種と緊密に情報を共有し、体調面、精神面、生活面でトータルに状態を把握し、健康管理を行います。

★訪問サービス実施のための必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は、無償で使用させていただきます

★訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。

- 1 医師の指示書にない特殊な医療行為
- 2 利用者もしくはその家族等からの金銭または高価な物品の授受
- 3 利用者もしくはその家族等に対して行う、宗教活動、政治活動、営利活動
- 4 その他、迷惑行為

ウ. 「宿泊」サービス

事業所に宿泊していただき、日常生活上のお世話（食事や入浴、排泄等）を利用者の能力に応じて行います。また、必要に応じて、医師の指示書に基づく医療処置も行います。

エ. 相談・助言等

利用者やその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言、申請代行等を行います。

- (2) 利用料金が医療保険の給付の対象となる場合（医療保険の給付となるサービス）

医療保険による訪問看護を行った場合

- (3) 利用料金の全額を利用者に負担頂く場合（介護保険の給付の対象とならないサービス）

食事の提供や宿泊に要する費用等

8. 提供するサービス費用について（別紙料金表参照）

9. 利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

- (1) 利用料金・費用は、1か月ごとに計算し、利用月の翌月15日前後にご請求しますので、以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

①口座からの引き落とし

引き落とし予定日は、利用月の翌月26日となります。請求書の内容をご確認の上、引き落とし前日までに指定口座の振替残高に不足のないようご協力をお願いします。なお、26日が土・日・祝日の場合、金融機関の翌営業日の引き落としとなります。

引き落とし費用として、440円徴収させていただきます。

＊ 同一法人のサービスを複数ご利用頂いた場合、費用は1事業所分のみとなります。

＊ 口座振替手続き完了まで、下記記載の事業者指定口座にお振込み下さい。

②下記指定口座への振込み

広島銀行 尾道栗原支店 普通預金 3191696

株式会社ゆず 代表取締役 川原 奨二

（振込みは、利用者名でお願いいたします）

＊ ご入金を確認できましたら、領収書を翌月請求書と同封し、郵送いたします。必ず保管されますようお願いします。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります）

- (2) 法定代理受領サービス以外のサービス提供証明書の交付

事業者は、法定代理受領サービスに該当しない看護小規模多機能型居宅介護サービスを提供した

場合において、利用料の支払いを受けたときは、利用者が償還払いを受けることができるように、サービス提供証明書を交付します。サービス提供証明書には、提供した介護保険給付対象の各種サービスの種類、内容、利用単位、費用等を記載します。

10. サービス提供の記録

- (1) 看護小規模多機能型居宅介護サービスを提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録は完結した日から2年間保存します。
- (2) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

11. 緊急時等の対応について

看護小規模多機能型居宅介護サービスを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が発生したときは、速やかに主治医や協力医療機関に連絡する等の措置を講ずると共に、緊急時の対応方法に指定された連絡先に報告いたします。

別紙に緊急時の連絡先の欄を設けていますので必ずご記入下さい。

12. 事故発生時の対応

- (1) 指定サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかにご家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、必要があれば市町等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) サービスの提供により、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、利用者に対してその損害を賠償します。ただし、事業者が故意、過失がない場合はこの限りではありません。
- (3) 事故が生じた場合にはその原因を解明し、利用者・家族に説明させていただきます。また、再発生を防ぐための対策を講じます。なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 あいおいニッセイ同和損保

保険名 介護保険・社会福祉事業者総合保険

13. 非常災害対策・業務継続計画の策定

- (1) 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取組を行います。
防火管理者：藤川智也
- (2) 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知します。
- (3) 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
避難訓練実施：毎年2回以上
- (4) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該計画に従い、必要な措置を講じます。

14. 感染症対策及び衛生管理等

(1) 衛生管理について

利用者の使用する事業所、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。

(2) 感染症、食中毒のまん延等に関する取り組みの徹底

感染症及び食中毒に迅速に対応できるよう、定期的な委員会の開催（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）、指針の整備を行い、年2回以上訓練を実施し、職員に周知徹底します。

(3) 他関係機関との連携について

食中毒及び感染症の発生を防止するための必要な措置を講じ、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

15. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を配置しています。

虐待防止に関する担当者：管理者 松谷希

(2) 成年後見人制度の利用を支援します。

(3) 虐待防止のための対策を検討する委員会かつ担当者の設置（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

(4) 虐待防止のための指針を整備し、虐待を防止するための定期的な研修を行います。

(5) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町に通報するものとします。

(6) 職員が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、職員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

16. 身体拘束適正化の取り組みについて

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、家族に対して説明し、同意を得た上で、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、2年間保存します。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。また、事業所は、利用者に対する身体的拘束適正化のため、身体拘束適正化のための指針を整備し、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会及び職員に対する研修を定期的に行います。

17. 個人情報について

(1) サービスを提供するうえで知り得た利用者およびその家族等に関する秘密を正当な理由なく第三

者に漏らしません。

- (2) サービス担当者会議等において、利用者・家族に関する個人情報を用いる必要がある場合には、使用目的等を説明し同意を得たうえで使用いたします。
- (3) ただし、緊急時等における主治医や担当医に対する病状等の必要事項に関する報告ならびに市町への事故報告に関してはこの限りにはありません。

18. サービスの利用について

以下のような事項に該当するに至った場合には、サービスの提供を中止することがあります。状況によっては、契約が終了する場合があります。(契約の解除・終了については契約書第12,13,14条参照)

1. 災害や悪天候等、通常にサービスを提供することが困難な状況となった場合
2. 感染性疾患の診断を受け、他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあると事業者が判断した場合
3. 利用者の行動が他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ利用者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないと事業者が判断した場合
4. 利用者またはその家族等が事業者やサービス従事者に対して法令違反又は指定サービスの提供を阻害する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難になった場合
5. 利用者の要支援・要介護認定等区分が非該当(自立)、要支援と認定された場合
6. 利用者もしくはその代理人様が正当な理由なく利用料その他自己の支払うべき費用を3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合

19. 苦情の受付について(契約書第16条参照)

- (1) 当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口(担当者)	松谷 希	受付時間	随時
電 話	0848-29-9885		

また、苦情受付ボックスを玄関に設置しています。

- (2) 株式会社ゆずのその他の相談受付窓口

苦情受付窓口	株式会社ゆず グループホームみなりっこ		
所在地	〒729-0252 尾道市美ノ郷町三成 912 番地 1	電話	0848-38-2039

- (3) その他の相談受付窓口

尾道市高齢者福祉課 介護保険係	時 間	午前8時30分～午後5時15分まで(月曜日～金曜日) 土曜・日曜・祝日・年末年始12月29日から1月3日を除く		
	所 在 地	広島県尾道市久保1丁目15-1	電 話	0848-38-9440
広島県国民健康保険団 体連合会 (介護福祉課)	時 間	午前8時30分～午後5時15分まで(月曜日～金曜日)		
	所 在 地	広島市中区東白島町19番49号 国保会館		
	電 話	082-554-0783	FAX	082-511-9126
広島県福祉サービス	時 間	午前8時30分～午後5時00分まで(月曜日～金曜日)		

運営適正化委員会		土曜・日曜・祝日・年末年始 12月29日から1月3日を除く		
	所在地	広島市南区比治山本町12-2 広島県社会福祉会館 広島県社会福祉協議会内		
	電話	082-254-3419	FAX	082-569-6161
	電子メール	soudan@hiroshima-fukushi.net		

20. 運営推進会議の設置について

当事業所では、事業の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

《運営推進会議》

構成：利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、担当地域包括支援センター職員（尾道市）、
看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等

開催：隔月で開催

会議録：運営推進介護の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

21. 協力医療機関、バックアップ施設について

協 力 医 療 機 関	平櫛内科医院		
所 在 地	広島県尾道市栗原東 2-4-32	電 話	0848-22-9748
協 力 医 療 機 関	下永病院		
所 在 地	福山市金江町藁江 590-1	電 話	084-935-8811
協力歯科医療機関	鍋島歯科医院		
所 在 地	広島県尾道市土堂 1-12-11	電 話	0848-22-2878
バックアップ施設	老人保健施設かなえ		
所 在 地	福山市金江町藁江 550-1	電 話	084-935-8135

22. 重度化した場合における対応に係る指針

- (1) 当事業所は、平櫛内科医院を協力病院としています。平櫛内科医院及び法人看護師は事業所の利用者の健康管理を目的として、24 時間体制で電話相談可能とし、状況に応じて随時訪問対応等の業務を行っています。
- (2) 看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供中の夜間についても、利用者が直接に体調不良を訴えた場合、又は夜勤職員の観察により利用者の体調不良が認められた場合は、同法人看護師による訪問を行い、状況に応じて協力医師への電話相談、往診等の対応を行っています。また特に重篤な状態であると医師が判断した場合には、外部の病院への緊急搬送などの対応を行います。
- (3) 看取り看護については別添重度化した場合における（看取り）指針にて説明を行います。

23. 電磁的対応

利用者等への説明・同意について、電磁的な対応として、タブレット端末を用いた方法で署名を行います。電子署名が何らかの理由で困難な場合は、書面での対応に代えさせていただきます。

重要事項に関する同意書

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	-------------------------

私は、「看多機ホームみなりっこ 重要事項説明書」に基づき、利用者・家族に説明を行いました。

事業者	所在地	広島県尾道市美ノ郷町三成9 1 2 番地 1
	法人名	株式会社 ゆず
	代表者名	代表取締役 川 原 奨 二
	事業所名	看多機ホームみなりっこ
	説明者氏名	

重要事項の説明を受け、その内容に同意をしました。

利用者	住 所	
	氏 名	
代理人	住 所	
	氏 名	(続柄：)